

ご発第 1156 号  
令和 4 年 3 月 7 日

市内障がい児福祉サービス事業所等管理者 様

福岡市子ども未来局子ども部子ども発達支援課

障がい児通所支援における人員基準及び各種加算に関する考え方について（通知）

平素より、障がい児福祉行政にご理解、ご協力いただきお礼申し上げます。

障がい児通所支援における基準の人員配置や加算の考え方について、事業所より問い合わせの多い項目について、再整理しましたので、周知いたします。

記

- 1 基準の人員配置について（P1～P3）
- 2 常勤・非常勤・専従・兼務に関する考え方（P4～P5）
- 3 児童指導員任用資格（P6～P7）
- 4 資格者証と登録年月日（P7）
- 5 児童指導員等加配加算・専門的支援加算加算について（P8～P11）
- 6 Q&A（P12～17）

【問い合わせ先】

〒810-8620 福岡市中央区天神 1 丁目 8 番 1 号

福岡市子ども未来局 子ども部 子ども発達支援課 事業所指定・指導係

(TEL) 0 9 2 - 7 1 1 - 4 1 7 8 (FAX) 0 9 2 - 7 3 3 - 5 5 3 4

事業者指定専用アドレス: syougaiji-jigyousyashitei@city.fukuoka.lg.jp

## 1 基準の人員配置について〈放課後等デイサービス・児童発達支援事業所〉

### (重症心身障がい児以外を通わせる場合)【人員基準】(※定員 10 名の場合)

職種名	必要員数	配置要件	
管理者	1人以上	原則として専ら当該事業所の管理業務に従事するもの	
従業員	児童発達支援 管理責任者	1人以上	
	児童指導員又は 保育士	利用者の合計数が以下の区分に応じてそれぞれに定める数以上 ①障がい児の数が10までのもの <b>2以上</b> ②障がい児の数が10を越えるもの <b>2に、障がい児の数が10を越えて5又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1人以上は常勤</li> <li>・営業時間を通じて配置</li> </ul> <p>(※定員を超過した場合の追加の基準人員については、サービス提供時間を通じて配置)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・機能訓練担当職員もしくは看護職員を置いた場合において、当該機能訓練担当職員等が指定放課後等デイサービスの単位毎にその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定放課後等デイサービスの提供に当たる場合には、当該機能訓練担当職員等の数を児童指導員又は保育士の合計数に含めることができる。</li> </ul> <p><b>ただし、その合計数の半数以上は、児童指導員又は保育士でなければならない。</b></p>
	機能訓練 担当職員	—	機能訓練を行う場合は、その時間帯のみ配置
	看護職員	—	医療ケアを行う場合は、その時間帯のみ配置 (※)
(※) 医療的ケア児の基本報酬の算定に必要な人員配置の詳細については、厚生労働省より発出された『医療的ケアを必要とする障害児への支援に係る報酬の取扱いについて(令和3年5月19日事務連絡)』をご確認ください。			

### (重症心身障がい児を通わせる場合)【人員基準】

職種名	必要員数	配置要件	
管理者	1人以上	原則として専ら当該事業所の管理業務に従事するもの	
従業員	児童発達支援 管理責任者	1人以上	
	児童指導員又は 保育士	1人以上	<ul style="list-style-type: none"> <li>・営業時間を通じて配置</li> </ul> <p>(常勤要件はないため、2Pの基準2人目の考え方を参照)</p>
	看護職員	1人以上	<ul style="list-style-type: none"> <li>・営業時間を通じて配置</li> </ul> <p>(常勤要件はないため、2Pの基準2人目の考え方を参照)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・医療ケアの基本報酬を算定する場合は、基準の看護職員とは別の看護職員を医療的ケア児の利用時間帯を通じて配置 (※)</li> </ul>
	機能訓練 担当職員	1人以上	機能訓練を行う時間帯のみ配置
(※) 医療的ケア児の基本報酬の算定に必要な人員配置の詳細については、厚生労働省より発出された『医療的ケアを必要とする障害児への支援に係る報酬の取扱いについて(令和3年5月19日事務連絡)』をご確認ください。			

## ◆「営業時間を通じて配置」とは…

営業時間の開始時間から終了時間まで従事することをいいます。

基準人員の内、1人は常勤である必要があり、なおかつ常勤者は通常、営業時間を通じて配置されることから、基準人員の1人目については、上記要件を必ず満たす必要がある。

このため下記の配置例では、基準人員の2人目に着目して例を示しています。この基準人員の2人目については、必ずしも1人の実働時間で上記要件を満たす必要はなく、複数人の実働時間の合計が営業時間を通じて配置する場合に求められる実働時間を超える場合にも上記要件を満たします。詳細については以下のとおり。

### 【基準人員の配置例】

**主たる対象者を重症心身障がい児以外とする放課後等デイサービス事業所 定員10名  
営業時間11時～19時 サービス提供時間14時～18時の場合**

※休憩時間については、省略しています。

■ : 勤務時間

#### <パターン1> 基準2人目が1人で営業時間を通じて配置される場合

勤務形態	基準人員	11時	12時	13時	14時	15時	16時	17時	18時	19時
常勤A	1人目	■	■	■	■	■	■	■	■	8H勤務
常勤or非常勤B	2人目	■	■	■	■	■	■	■	■	8H勤務

#### <パターン2-1> 基準2人目が複数人で営業時間を通じて配置されている場合

	基準人員	11時	12時	13時	14時	15時	16時	17時	18時	19時
常勤A	基準 1人目	■	■	■	■	■	■	■	■	8H勤務
非常勤B	基準 2人目	■	■	■	■	■	■	■	■	4H勤務
非常勤C	基準 2人目	■	■	■	■	■	■	■	■	4H勤務

↑本パターンの場合、非常勤Bと非常勤Cを2人合わせて基準2人目とカウントします。

#### <パターン2-2> 基準2人目が複数人で営業時間を通じて配置されている場合

	基準人員	11時	12時	13時	14時	15時	16時	17時	18時	19時
常勤A	基準 1人目	■	■	■	■	■	■	■	■	8H勤務
非常勤B	基準 2人目	■	■	■	■	■	■	■	■	4H勤務
非常勤C	基準 2人目	■	■	■	■	■	■	■	■	4H勤務

複数名で基準2人目の要件を満たす場合は、必ずしもパターン2-1のように営業時間の前半・後半に分けて配置する必要はなく、

**複数名の基準2人目の実働時間の合計 ≥ 営業時間帯を通じて配置する場合に求められる実働時間**

(営業時間帯を通じて配置する場合に求められる実働時間：本パターンの場合、8時間)

であれば問題はないため、パターン2-2のような配置でも可。

**注意：ただし、サービス提供時間を網羅するように配置しなければならない**

(本パターンの場合、サービス提供時間は14時～18時のため、14時～18時の間は非常勤Bか非常勤Cの内、1人は必ず配置しつつ、2名の実働時間の合計が8時間を超えていればよい)

#### <パターン2-3> 基準2人目が複数人で営業時間を通じて配置されている場合

	基準人員	10時	11時	12時	13時	14時	15時	16時	17時	18時
常勤A	基準 1人目	■	■	■	■	■	■	■	■	8H勤務
非常勤B	基準 2人目	■	■	■	■	■	■	■	■	5H勤務
非常勤C	基準 2人目	■	■	■	■	■	■	■	■	5H勤務

※複数名で基準2人目の要件を満たす場合に、**複数名の基準2人目の勤務時間の合計が営業時間を通じて配置する場合に求められる実働時間を超過した実働時間分は各種加配加算の算定可能時間としてカウントします。**

なお、このとき複数人の職種がそれぞれ違う場合は、その内、最も報酬単価が高い職種の加配算定可能時間と判断します。

パターン2-3の場合、営業時間を通じて配置する場合に求められる勤務時間が「8時間」であり、非常勤Bと非常勤Cの勤務時間の合計は「10時間」であるため、2時間を各種加配加算の算定可能時間としてカウントします。

◆事業所が運営規定において定める利用定員を超過した利用者を受け入れする場合、更に基準人員を配置する必要があります。この定員を超過した場合に追加で配置する基準人員については、**サービス提供時間帯を通じて配置**が必要です。

【定員を超過した場合の、追加の基準人員の配置例】

主たる対象者を重症心身障がい児**以外**とする放課後等デイサービス事業所 定員10名  
営業時間11時～19時 サービス提供時間14時～18時の場合

※休憩時間については、省略しています。  : 勤務時間

<パターン3-1> 基準3人目が1人でサービス提供時間を通じて配置される場合

		11時	12時	13時	14時	15時	16時	17時	18時	19時
常勤A	基準 1 人目									8H勤務
常勤or非常勤B	基準 2 人目									8H勤務
	基準 3 人目									4H勤務

<パターン3-2> 基準3人目が1人でサービス提供時間を通じて配置される場合

		11時	12時	13時	14時	15時	16時	17時	18時	19時
常勤A	基準 1 人目									8H勤務
常勤or非常勤B	基準 2 人目									8H勤務
常勤or非常勤C	基準 3 人目									8H勤務

本パターンの場合、基準3人目はサービス提供時間を超えて勤務しているが、この**サービス提供時間を超過した実働時間分**（11時～14時、18時～19時の4時間）については、**各種加配加算の算定可能時間としてカウントできない。**

※基準人員2人目の考え方と異なるので要注意。

<パターン4-1> 基準3人目が複数人でサービス提供時間を通じて配置されている場合

		11時	12時	13時	14時	15時	16時	17時	18時	19時
常勤A	基準 1 人目									8H勤務
常勤or非常勤B	基準 2 人目									4H勤務
非常勤C	基準 3 人目									2H勤務
非常勤D	基準 3 人目									2H勤務

} 4H勤務

※複数名で基準3人目の要件を満たす場合は、**基準2人目と同様に、必ずサービス提供時間を網羅するように配置しなければならない**

<パターン4-2> 基準3人目が複数人でサービス提供時間を通じて配置されている場合

		11時	12時	13時	14時	15時	16時	17時	18時	19時
常勤A	基準 1 人目									8H勤務
常勤or非常勤B	基準 2 人目									3H勤務
非常勤C	基準 3 人目									3H勤務
非常勤D	基準 3 人目									3H勤務

} 6H勤務

※複数名で基準3人目の要件を満たす場合に、**複数人の実働時間の合計が営業時間を通じて配置する場合に求められる勤務時間を超過した勤務時間分は各種加配加算の算定可能時間としてカウントします。**

なお、このとき複数人の職種がそれぞれ違う場合は、その内、最も報酬単価が高い職種の加配算定可能時間と判断します。

パターン4-2の場合、サービス提供時間を通じて配置する場合に求められる勤務時間が「4時間」であり、非常勤Cと非常勤Dの勤務時間の合計は「6時間」であるため、2時間を各種加配加算の算定可能時間としてカウントします。

## 2、常勤・非常勤・専従・兼務に関する考え方〈共通〉

用語の定義と 4つの勤務形態の例		専従（専ら従事する・専ら提供に当 たる）	兼務
		当該事業所に勤務する時間帯において、 <u>その職種以外の職務に従事しないこと</u>	当該事業所に勤務する時間帯において、 <u>その職種以外の職務に同時並行的に従事すること</u>
常 勤	当該事業所における勤務時間が、「当該事業所において定められている常勤の従業者が勤務すべき時間数」に達していること	① <b>常勤かつ専従</b> 1日あたり8時間（週40時間）勤務している者が、その時間帯において、その職種以外の業務に従事していない場合	② <b>常勤かつ兼務</b> 1日あたり8時間（週40時間）勤務している者が、その時間帯において、その職種に従事するほかに、他の業務にも従事する場合
非 常 勤	当該事業所における勤務時間が、「当該事業所において定められている常勤の従業者が勤務すべき時間数」に達していないこと	③ <b>非常勤かつ専従</b> 1日あたり4時間（週20時間）勤務している者が、その時間帯において、その職種以外の業務に従事していない場合	④ <b>非常勤かつ兼務</b> 1日あたり4時間（週20時間）勤務している者が、その時間帯において、その職種に従事するほかに、他の業務にも従事する場合

※①～④：事業所における通常の勤務時間が1日当たり8時間（週40時間）と定められている事業所において従事する者の例

雇用契約上の正規職員かパート職員かではないため、要注意。

### （1）当該事業所において定められている常勤の従業者が勤務すべき時間数

当該法人又は事業所で定めた「就業規則」が根拠となる。従業者が10人未満のため就業規則の作成義務がない場合でも、児童福祉法上、常勤換算を算定するための根拠として必要であるため、常勤者の勤務日、勤務時間に関する就業規則に準じた定めを作成する必要がある。

労働基準法上、1週間に勤務すべき時間数の下限はないが、児童福祉法上の定義に従い、**32時間未満で定めた場合は「非常勤」という扱いになる。**

ただし、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律に規定する「母性健康管理措置」又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律に規定する「育児及び介護のための所定労働時間の短縮等の措置」が講じられている者については、利用者の処遇に支障がない体制が事業所として整っている場合は、例外的に常勤の従業者が勤務すべき時間数を30時間として取扱うことも可能。

## (2) 常勤・兼務について

常勤の要件判定は、「当該事業所における勤務時間」で考えることから、**複数の事業所間での兼務は、常勤ではなく非常勤**とし、時間を分けてそれぞれの事業所における勤務形態一覧表を設定するものとする。

例：同一法人内の放課後等デイサービス事業所 A と放課後等デイサービス事業所 B の児童指導員として、それぞれ月 80 時間ずつ従事する者は、**双方の事業所において「非常勤」として扱う**。

同一事業所又は多機能型事業所で兼務している業務の合計の時間数が常勤の従業者が勤務すべき時間数に達していた場合に、常勤兼務として扱う者は次に限られる。

- ① 同一事業所の管理者と、児童発達支援管理責任者もしくは相談支援専門員
- ② 同一事業所の管理者と、直接支援員（児童指導員・保育士等）
- ③ 多機能型事業所の A 事業の管理者と B 事業の管理者
- ④ 多機能型事業所の A 事業の管理者と A 事業の児童発達支援管理責任者と B 事業の管理者
- ⑤ 多機能型事業所の A 事業の管理者と A 事業の児童発達支援管理責任者と B 事業の管理者と B 事業の児童発達支援管理責任者
- ⑥ 保育所等訪問支援事業所の管理者と訪問支援員
- ⑦ 保育所等訪問支援事業所の児童発達支援管理責任者と訪問支援員

②のように直接支援員を兼務する場合は、その兼務の状況に関わらず、以下のように、**一日の勤務時間の半分ずつをそれぞれの職種の勤務時間として算定する**。

職種	勤務形態		氏名	兼務先及び兼務する職務の内容	第1週						
					1	2	3	4	5	6	7
	常勤又は非常勤	専従又は兼務			月	火	水	木	金	土	日
管理者	常勤	兼務	A	児童指導員	4	4	4	4	4		
児童指導員	常勤	兼務	A	管理者	4	4	4	4	4		

- ※ 1 保育所等訪問支援、居宅訪問型児童発達支援において、同一人物が指定基準上必要とする職種全て（訪問支援員、児童発達支援管理責任者、管理者）を一人で兼務することは認められない。
- ※ 2 多機能型事業所（例：放課後等デイサービス+保育所等訪問支援）において、例えば、放課後等デイサービスに係る人員基準を超えて更に配置している職員（当該職員が不在であっても人員基準に影響がない職員）が兼務したり、放課後等デイサービスに係る人員基準において配置が必須とされている人員であっても、放課後等デイサービスにおいて配置が必須とされる時間外に訪問支援員を兼ねることは可能

### 3、児童指導員任用資格

児童指導員の資格については、福岡市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例（以下、同条例）第 58 条各号（下記参照）に該当する者としています。

#### 福岡市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例

第 58 条 児童指導員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

号	要件	要件確認書類
①	都道府県知事の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設を卒業した者	卒業証明書の写し等
②	社会福祉士の資格を有する者	資格者証の写し
③	精神保健福祉士の資格を有する者	資格者証の写し
④	学校教育法の規定による大学(短期大学を除く。次号において同じ。)において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者	卒業証明書の写し等（学科等の履修が確認できるもの）
⑤	学校教育法の規定による大学において、社会福祉学、心理学、教育学又は社会学に関する科目の単位を優秀な成績で修得したことにより、同法第 102 条第 2 項の規定により大学院への入学を認められた者	大学院への入学が認められた証明書類（学科履修が確認できるもの）
⑥	学校教育法の規定による大学院において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者	卒業証明書の写し等（研究科等の履修が確認できるもの）
⑦	外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者	卒業証明書の写し等（学科等の履修が確認できるもの）
⑧	学校教育法の規定による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第 90 条第 2 項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による 12 年の学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。)又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であって、2 年以上児童福祉事業に従事したもの	・実務経験証明書（2 年以上かつ従事日数 360 日以上） ・卒業証証明書の写し等
⑨	教育職員免許法に規定する幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は中等教育学校の教諭の免許状を有する者であって、市長が適当と認めたもの (※養護教諭・栄養教諭を除く)	教員免許の写し
⑩	3 年以上児童福祉事業に従事した者であって、市長が適当と認めたもの	・実務経験証明書（3 年以上かつ従事日数 540 日以上） ・卒業証明書の写し等

※上記の提出書類は、あくまで資格要件を確認するための提出書類であり、実際の届出にあたっては、**経歴書、勤務形態一覧表等**の提出が必要となります。

上記のうち、同条例第 58 条第 8 号及び 10 号の運用にあたっては、次のように定めます。

◆「**児童福祉事業**」とは、**社会福祉法で定める第一種社会福祉事業と第二種社会福祉事業のうち児童福祉法に規定する事業として**います。

<b>第一種社会福祉事業</b>	乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、障がい児入所施設、情緒障害児短期治療施設又は児童自立支援施設を経営する事業
<b>第二種社会福祉事業</b>	障がい児通所支援事業、障がい児相談支援事業、児童自立支援援助施設、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業又は小規模住居型児童養育事業、同法に規定する助産施設、保育所、児童厚生施設又は児童家庭支援センターを経営する事業及び児童の福祉の増進について相談に応ずる事業

#### 問い合わせの多い事業

対象施設種別	該当する事業	可	備考
留守家庭子ども会 (放課後児童クラブ)	放課後児童健全育成事業	○	
民間学童保育	放課後児童健全育成事業	○	
放課後等支援事業	地域生活支援事業	×	
事業所内保育事業	家庭的保育事業	×	児童発達支援管理責任者の実務経験には含まれる
認可外保育所	保育所	×	左記に限らず、事業の実施に認可が求められる場合、認可外は非該当となることが多い
一時預かり事業	一時預かり事業	△	市に届出されていない場合は非該当

#### 4、資格者証と登録年月日

人員基準・各種加算要件上において、有資格者の配置が必要となりますが、その資格に基づく業務に従事するためには、対象の試験に合格するだけでなく、その後の登録手続きを必要とします。

**従業員の雇用にあたっては、必ず資格者証の登録年月日を確認してください。**

#### ○主な有資格者の資格を証明する書類や当該職種における従事開始可能日等

資格名称	資格を証明する書類	当該資格者として業務に従事することが可能となる日
保育士	原則 保育士証 その他、登録年月日が分かる書類 (保母) 資格証明書は不可。	登録年月日以降
理学療法士	原則 理学療法士免許証 その他、登録年月日が分かる書類	※資格者証の発行年月日ではないため注意
作業療法士	原則 作業療法士免許証 その他、登録年月日が分かる書類	
言語聴覚士	原則 言語聴覚氏免許証 その他、登録年月日が分かる書類	
看護職員	原則 保健師・助産師・看護師・准看護師免許証のいずれか その他、登録年月日が分かる書類	

## 5. 児童指導員等加配加算・専門的支援加算について

### (1) 算定要件

基準の人員配置に加え、理学療法士等、児童指導員等又はその他の従業者を 1 名以上配置（常勤換算による算定）している場合に、その職種に応じて加算を算定。

#### <児童指導員等加配加算>

加算	対象職種
理学療法士等（専門職員）	・ 理学療法士 ・ 作業療法士 ・ 言語聴覚士 ・ 心理指導担当職員
理学療法士等（保育士）	・ 保育士
児童指導員等	・ 児童指導員【※P7 参照】 ・ 下記①～③いずれかの研修を修了した従業者（※） ① 強度行動障害支援者養成研修（基礎研修） ② 重度訪問介護従事者養成研修（行動障害支援課程の修了に限る） ③ 行動援護従事者養成研修
その他の従業者	・ 障がい福祉サービス経験者 ・ 看護職員・ その他の従業者

#### <専門的支援加算>

加算	対象職種
理学療法士等（専門職員）	・ 理学療法士 ・ 作業療法士 ・ 言語聴覚士 ・ 心理指導担当職員 ・ 5 年以上児童福祉事業に従事した保育士（児童発達支援の場合のみ）
児童指導員（児童発達支援のみ）	・ 児童指導員【※P7 参照】 ・ 下記①～③いずれかの研修を修了した従業者（※） ① 強度行動障害支援者養成研修（基礎研修） ④ 重度訪問介護従事者養成研修（行動障害支援課程の修了に限る） ⑤ 行動援護従事者養成研修 <b>上記のいずれかに該当しており、かつ 5 年以上児童福祉事業に従事している場合</b>

（※）P7 の児童指導員任用資格に該当しない研修修了者は、児童指導員等加配加算上では、児童指導員等の加算区分に含まれますが、基準人員上では、指導員の扱いになります。

### (2) 定員超過との関係性

利用定員を 10 名と設定している事業所において、災害等のやむを得ない事由により 利用定員を超過し、11 名の受け入れを行った日について、児童指導員等の人員配置は 3 名必要となります。そのため、当該日の児童指導員等の配置が 3 名の場合、当該日の加配職員は 0 名となります。

（例えば、事業所において保育士資格を有する人員が 1 名であり、（他の人員は児童指導員とする）当該保育士を加配要員とし、児童指導員等加配加算（専門職）を算定する場合、上記のような状況で当該保育士が加配要員から基準人員にならざるを得ない日が発生した場合、月を通して常勤換算 1 に満たない可能性があります。）

### (3) 届出と実績について

児童指導員等加配加算を算定するためには、予め市に届出が必要となるが、届出はあくまで勤務予定の段階で提出してもらうため、実際の勤務実績と異なる場合があります。そのため、市に届出をすれば必ず各種加配加算を算定できるというのではなく、事業所が毎月の従業者の勤務実績に応じて当該加算の算定可否を判断していく必要があります。

定員10名／放課後等デイサービス事業所の場合

【学校営業日】（営業時間）11：00～19：00 （サービス提供時間）14：00～18：00

【学校休業日】（営業時間）10：00～18：00 （サービス提供時間）10：30～17：30

職種	加配区分	勤務形態		氏名	配置実績						
					第1週						
		常勤又は非常勤	専従又は兼務		1	2	3	4	5	6	7
				月	火	水	木	金	土	日	
児童指導員	児童指導員等	常勤	専従	A	8	8	8	8	8		
保育士	専門職	常勤	専従	B	8	8	8	8		8	
保育士	専門職	非常勤	専従	C	8	8	8		8	8	8
児童指導員	児童指導員等	非常勤	専従	D			8		8	8	8
指導員	その他従業者	非常勤	専従	E				8	8	8	8
保育士	専門職	非常勤	専従	F							

	利用者数	9	11	11	11	11	9	9
基準人員	基準人員必要数	2	3	3	3	3	2	2
	基準人員配置実績数	2	3	3	2	3	2	2
加配人員	常勤人員配置実績数	2	2	2	2	1	1	0
	児童指導員等加配加算算定可能時間数（専門職）	8	0	8	0	0	8	0
	児童指導員等加配加算算定可能時間数（児童指導員等）	0	0	0	0	0	0	0
赤字	児童指導員等加配加算算定可能時間数（その他従業者）	0	0	0	0	8	8	0

1日	○	この日の利用者数は9人のため、基準人員必要数は2人。 基準人員必要数に加え、保育士C（専門職）を配置しているため、児童指導員等加配加算算定可能時間（専門職）として、8時間が計上可能。
2日	○	この日の利用者数は11人のため、基準人員必要数は3人。 基準人員必要数に加え、配置している人員はいないため、児童指導員等加配加算算定可能時間は無し。
3日	○	この日の利用者数は11人のため、基準人員必要数は3人。 基準人員必要数に加え、保育士C（専門職）を配置しているため、児童指導員等加配加算算定可能時間数（専門職）として、8時間が計上可能。
4日	×	この日の利用者数は11人のため、基準人員必要数は3人。 基準人員配置実績数が2名のため、この日は、人員基準を満たしていない。 ※指導員は基準人員に含めることはできない。
5日	○	この日の利用者数は11人のため、基準人員必要数は3人。 基準人員必要数に加え、指導員E（その他従業者）を配置しているため、児童指導員等加配加算算定可能時間数（その他従業者）として、8時間が計上可能。 ※指導員は基準人員に含めることはできないため、この日の場合は指導員E以外の勤務時間を児童指導員等加配加算算定可能時間数に計上することができない。
6日	○	この日の利用者数は9人のため、基準人員必要数は2人。 基準人員必要数に加え、保育士C（専門職）と指導員E（その他従業者）を配置しているため、児童指導員等加配加算算定可能時間数（専門職）及び児童指導員等加配加算算定可能時間数（その他従業者）として、それぞれ8時間が計上可能。
7日	×	この日の利用者数は9人のため、基準人員必要数は2人。 常勤人員配置実績数が0人のため、この日は、人員基準を満たしていない。 ※基準人員必要数の内、1人以上は常勤でなければならない。また、基準人員を満たしていないため、指導員Eの勤務時間を児童指導員等加配加算算定可能時間数に計上することができない。

職種	加配区分	勤務形態		氏名	配置実績						
					第1週						
					8	9	10	11	12	13	14
		常勤又は非常勤	専従又は兼務		月	火	水	木	金	土	日
児童指導員	児童指導員等	常勤	専従	A	8		8		8	8	8
保育士	専門職	常勤	専従	B		8		8	8	有給	8
保育士	専門職	非常勤	専従	C	4	4	4	6			有給
児童指導員	児童指導員等	非常勤	専従	D	4	4	4	6			
指導員	その他従業者	非常勤	専従	E			4				
保育士	専門職	非常勤	専従	F		4	4	4			
理学療法士	専門職	常勤	専従	G					有給	8	

	利用者数	9	9	11	9	9	9	9
■ : 基準人員	基準人員必要数	2	2	3	2	2	2	2
	基準人員配置実績数	2	2	3	2	2	2	2
■ : 加配人員	常勤人員配置実績数	1	1	1	1	2	2	2
	児童指導員等加配加算算定可能時間数(専門職)	0	4	0	8	8	8	0
赤字 : 常勤人員	児童指導員等加配加算算定可能時間数(児童指導員等)	0	0	0	0	0	0	0
	児童指導員等加配加算算定可能時間数(その他従業者)	0	0	4	0	0	0	0

8日	○	この日の利用者数は9人のため、基準人員必要数は2人。 基準人員は営業時間を通じて配置する必要があるため、児童指導員Aを基準1人目(8H実働)、保育士C及び児童指導員Dを2人合わせて基準2人目(4H+4H=8H)とカウントします。 基準人員必要数に加え、配置している人員はいないため、児童指導員等加配加算算定可能時間は無し。
9日	○	この日の利用者数は9人のため、基準人員必要数は2人。 基準人員は営業時間を通じて配置する必要があるため、保育士Bを基準1人目(8H実働)、保育士C及び児童指導員Dを2人合わせて基準2人目(4H+4H=8H)とカウントします。 基準人員必要数に加え、保育士F(専門職)を配置しているため、児童指導員等加配加算算定可能時間数(専門職)として、4時間が計上可能。
10日	○	この日の利用者数は11人のため、基準人員必要数は3人。 基準人員は営業時間を通じて配置する必要があるため、児童指導員Aを基準1人目(8H実働)、保育士C及び児童指導員Dを2人合わせて基準2人目(4H+4H=8H)とカウントします。 また、定員を超過した場合に更に配置が必要となる基準3人目は、サービス提供時間を通じて配置する必要があるため保育士Fを基準3人目とカウントします。 基準人員必要数に加え、指導員E(その他従業者)を配置しているため、配置しているため、児童指導員等加配加算算定可能時間数(その他従業者)として、4時間が計上可能。
11日	○	この日の利用者数は9人のため、基準人員必要数は2人。 基準人員は営業時間を通じて配置する必要があるため、保育士Bを基準1人目(8H実働)、保育士C及び児童指導員Dを2人合わせて基準2人目(6H+6H=12H)とカウントします。  ・なお、このとき、保育士C及び児童指導員Dの実働時間の合計(12H)が営業時間を通じて配置する場合に求められる実働時間(8H)を超過した実働時間分(4H)は児童指導員等加配算定可能時間数(専門職)として計上可能。  ・基準人員必要数に加え、保育士F(専門職)を配置しているため、児童指導員等加配加算算定可能時間数(専門職)として、4時間が計上可能。  上記の児童指導員等加配算定可能時間を合計して児童指導員等加配算定可能時間(専門職)として計8時間が計上可能。

12日	○	この日の利用者数は9人のため、基準人員必要数は2人。 基準人員に加え、理学療法士Gを配置してはいないものの、常勤職員の有給取得日に予定していた実働時間は、当該従業員の常勤換算時の実働時間に計上することが可能であるため、基準人員必要数に加え、理学療法士G（専門職）を配置したものとみなし、児童指導員等加配加算算定可能時間（専門職）として、8時間が計上可能。  ※常勤職員の有給は配置したものとみなすことができるが、当該常勤職員以外で基準人員必要数の配置は必要となる。本ケースの場合、理学療法士Gの有給に加え、児童指導員Aもしくは保育士Bのいずれかが配置できていない場合、人員欠如となる。
13日	○	この日の利用者数は9人のため、基準人員必要数は2人。 基準人員に加え、保育士Bを配置してはいないものの、常勤職員の有給取得日に予定していた実働時間は、当該従業員の常勤換算時の実働時間に計上することが可能であるため、基準2人目として保育士B（専門職）を配置したものとみなす。 基準人員必要数に加え、理学療法士G（専門職）を配置しているため、児童指導員等加配加算算定可能時間数（専門職）として、8時間が計上可能。児童指導員等加配加算算定可能時間（専門職）として、8時間が計上可能。  ※常勤職員の有給は配置したものとみなすことができるが、当該常勤職員以外で基準人員必要数の配置は必要となる。本ケースの場合、保育士Bの有給に加え、児童指導員Aもしくは理学療法士Gのいずれかが配置できていない場合、人員欠如となる。
14日	○	この日の利用者数は9人のため、基準人員必要数は2人。 基準人員必要数に加え、配置している人員はいたため、児童指導員等加配加算算定可能時間は無し。 ※非常勤職員の有給は配置したものとみなすことができない。

### <児童指導員等加配加算について>

児童指導員等加配加算算定可能時間数が1月を通して、常勤換算【1】を上回れば、その職種に応じた児童指導員等加配加算の算定が可能。

(参考例)

	4月	5月	6月
児童指導員等加配加算（専門職）常勤換算数	1.0	0.5	0.2
児童指導員等加配加算（児童指導員等）常勤換算数	0.0	0.5	0.3
児童指導員等加配加算（その他従業者）常勤換算数	0.0	0.0	0.5
合計	1.0	1.0	1.0

月	算定可能加算区分
4月	専門職
5月	児童指導員等
6月	その他従業者

### <サービス提供欠如減算について>

上記勤務実績表の場合、4日と7日が人員基準を満たしていない。

① 4日のような従業者の員数の要件を満たしていない場合

人員欠如した日数が、月の開所日数の**1割を超えた場合**には、その**翌月から**。月の開所日数の**1割を超えない範囲内**で欠如した場合にはその**翌々月から**人員基準欠如が解消されるに至った月まで、サービス提供欠如減算が適用される。

② 7日のような常勤又は専従など、従業者の員数以外の要件を満たしていない場合

常勤職員が配置されていない欠如状態となった月の、**翌々月**から人員欠如が解消されるに至った月まで、サービス提供欠如減算が適用される。

(注意)

①の1割の範囲内で欠如した場合や②の場合は翌月中に人員基準欠如が解消されれば、翌々月からサービス提供欠如減算が適用されることはない。しかし、①の1割を超えた場合は、例えば、翌月中に人員欠如が解消されたとしても、**翌月の1か月は『翌月から人員欠如が解消されるに至った月まで』の範囲内に該当するため**、サービス提供欠如減算が適用される。

※なお、児童発達支援管理責任者欠如減算についても同様の考え方となるため注意が必要。

## 障がい児通所支援事業に関するQ&A

### 【Q1】

運営規定に定める営業時間とは何を指すのか。

### 【A1】

運営規定に定める営業時間とは、事業所に職員を配置し、児童を受け入れる体制を整えている時間であって（中略）なお、「児童を受け入れる体制」とは、原則として受入可能な児童の数に応じた人員配置基準を満たすことをいうもの（以下略）

（平成27年度障がい福祉サービス等報酬改定に関するQ&A 問71（平成27年3月31日））

### 【Q2】

放課後等デイサービスの基本報酬における休業日とは何を指すのか。

### 【Q2】

具体的には以下のことを指す。

学校教育法施行規則第61条及び第62条の規定に基づく休業日（公立学校においては、国民の祝日、日曜日及び土曜日、教育委員会が定める日、私立学校においては、当該学校の学則で定める日）

学校教育法施行規則第63条等の規定に基づく授業が行われない日（例えば、台風等により臨時休校となる日）

又は臨時休校の日（例えば、インフルエンザ等により臨時休校の日）

なお、学校が休業日ではない日に、放課後等デイサービスを午前から利用した場合であっても、休業日の取扱いとはしない。

（平成27年度障害福祉サービス等制度改正に関するQ&A 問69（平成26年4月9日））

<通信制高校における休業日について>

通信制高等学校単体の場合：学則において定める休業日（定めがない場合は公立学校に準ずる）

本体校に併設する通信制課程の場合：本体校の学則において定める休業日

### 【Q3】

事業所の中に、休業日に利用している障がい児と授業終了後に利用している障がい児がいる場合、報酬はどうなるのか。

### 【A3】

個々の障がい児の利用実態に応じて、授業終了後（休業日ではない）又は休業日の報酬を算定する。なお、放課後等デイサービスの報酬の算定に当たっては、当該サービスに係るサービス提供時間の下限を設定されているものではないが、休業日には、授業終了後とは違い1日サービスを利用することが想定され、報酬上評価していることから、休業日に応じた必要なサービス提供時間を確保されたい。

（平成24年度障害福祉サービス等報酬改定に関するQ&A 問88（平成24年3月30日））

【Q4】

訪問教育を受けている障がい児の場合、放課後等デイサービスの対象となるのか。対象となる場合、訪問教育が行われていない平日にサービスを行った場合、報酬はどうなるのか。

【A4】

訪問教育については、就学児扱いとなるので、放課後等デイサービスの対象となり、訪問教育が行われていない平日にサービスを行った場合は、「休業日」として取扱う。

なお、放課後等デイサービスの報酬の算定に当たっては、当該サービスに係るサービス提供時間の下限を設定されているものではないが、休業日には、授業終了後とは違い1日サービスを利用することが想定され、報酬上評価していることから、休業日に応じた必要なサービス提供時間を確保された。

(平成24年度障害福祉サービス等報酬改定に関するQ & A 問92 (平成24年3月30日))

【Q5】

児童指導員、保育士等の職員が、有給消化により出勤していない場合、その穴埋めを行わなければならないのか。

【A5】

※有給と児童指導員等加配加算に関する考え方はP10のとおり

非常勤職員が有給消化により出勤していない場合、その分は常勤換算に入れることはできない。しかし、常勤換算は一週間単位の当該事業所の勤務状況によるため、必ずしも出勤していないその日に埋め合わせる必要はなく、ほかの日に埋め合わせをし、トータルで常勤換算上の数値を満たせば足りる。

また、常勤の職員が有給消化により出勤していない場合については、その期間が暦月で1月を超えるものでない限り、常勤として勤務したものとして常勤換算に含めることができる。

ただし、これはあくまで常勤の職員が有給休暇を取得しても、非常勤になるわけではないということであり、仮に常勤の職員が1名出勤しない場合は、実際の支援体制としては、代替りの人員を配置する等して、基準の人員配置を遵守する必要がある。

なお、児童発達支援及び放課後等デイサービスについて、常勤職員の配置が必要となるが、常勤職員が有給消化で出勤していない場合は、当該常勤要件は満たすものと考え、非常勤職員のみでの配置でも問題ない。

(参考：障害福祉サービスに係るQ & A VOL.2 (平成19年12月19日))

【Q6】

利用者が1人もいない場合の、基準の人員を配置する必要があるか。

【A6】

運営規程で定めている営業時間中は、利用者の有無に関わらず、基準の人員を配置しなければならない。

【Q7】

児童発達支援管理責任者や児童指導員・保育士等の直接支援員に係る業務について第三者への委託は可能か。

【A7】

原則として当該事業の従業者によって指定児童発達支援を提供すべきであるが、障がい児の支援に直接影響を及ぼさない業務については、第三者への委託等を行うことを認める。

本市において、障がい児の支援に直接影響を及ぼさない業務は「送迎のみを行う送迎員や事務員」と解釈しておりますので、児童発達支援管理責任者や児童指導員・保育士等の直接支援員に係る業務について第三者への委託は不可。

(参照：児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準 第38条)

【Q8】

児童発達支援管理責任者や児童指導員・保育士等の直接支援員は派遣社員でもよいか。

【A8】

当該事業所の管理者の指揮命令下にある従業者であれば問題はないため、派遣社員でもよい。

(参照：児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準 第38条)

【Q9】

① 強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）・重度訪問介護従事者養成研修（行動障害支援課程の修了に限る）・行動援護従事者養成研修受講者は児童指導員にあたるか。

【A9】

あたらない。

強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）・重度訪問介護従事者養成研修（行動障害支援課程の修了に限る）・行動援護従事者養成研修受講者は、児童指導員等加配加算における児童指導員等にはあてはまるが、基準人員における児童指導員には含まれない。

【Q10】

児童指導員について、特別支援学校卒業者も対象となるか。

【A10】

児童指導員要件⑧「3. 通常の課程により十二年の学校教育を修了した者」に該当するため対象となる

I-1②にある「通常の課程による12年の学校教育を修了した者」とは、具体的にどういった方が含まれるのか。

⇒現行法上は、特別支援学校の高等部を修了した方及び高等専門学校第3年次を修了した方がこれに該当します。

(参照：大学入学資格ガイドP22 文部科学省高等教育局大学振興課発行)

【Q11】

教員免許について、更新されていない場合は、児童指導員任用資格の喪失となるか。

【A11】

児童指導員任用資格要件については、教員免許の資格が有効であるかどうかを問われており、教員免許は更新していなくても失効しないため、児童指導員任用資格の喪失とはならない。

教員免許を必要としない職でお勤めの方（教員としてお勤めでない方）につきましては、修了確認期限の2か月前までに修了確認申請を行わなかった場合でも、免許状が失効することはありません。ただし、修了確認期限経過後に教職に就かれる場合は、その時まで30時間以上の免許状更新講習を受講し、免許管理者（住所地の都道府県教育委員会）から、各講習を履修した日が免許管理者への申請の時点から直近の2年2か月の期間内であることの確認を受ければ、教職に就くことができます。）

（参照：文科省 教員免許更新制について）

【Q12】

保母資格証明書から保育士証への切り替えをしていないが、保育士として配置が可能か。

【A12】

不可。

児童福祉法の改正前は、保育士（保母）資格証明書を持っていれば、保育士として児童福祉施設で働くことができたが、平成15年に改正されてからは、保育士となる資格を証明する書類（保育士（保母）資格証明書、指定保育士養成施設卒業証明書、保育士試験合格通知書等）だけを持っていても、「保育士」として働くことができなくなった。

「保育士」として働くには、その業務に就く前に、都道府県知事に対して登録申請手続きを行い、保育士証の交付を受けることが必要になった。保育士証の交付を受けてはじめて、保育士として働くことができる。

【Q13】

児童発達支援管理責任者の実務経験について、社会福祉主事任用資格の取得後に、改めて5年の実務経験が必要か。

【A13】

社会福祉主事任用資格者等の場合、資格取得以前も含めて5年の経験があればよく、改めて5年間の実務経験が必要ということではない。

（上記は、相談支援専門員における考え方として示されていたが、児童発達支援管理責任者にも同じ考え方を適用する）

【Q14】

児童発達支援管理責任者欠如減算の対象となる事業所は児童指導員等加配加算及び専門的支援加算の算定ができるのか。

【A14】

算定不可。

いずれも「放課後等デイサービス（児童発達支援）給付費の算定に必要とする員数に加え、…」とあり、基準の人員配置を前提とした加算であるため、算定不可。

【Q15】

看護職員を基準の児童指導員及び保育士の員数に含めることは可能か。

【A15】

医療的ケアを行う場合において、サービス提供時間を通じて配置した看護職員は、基準の児童指導員等として計上することが可能である。

ただし、医療的ケア区分に応じた基本報酬は、基準の児童指導員等の配置とは別に、看護職員の雇用を可能とする報酬を設定しているため、医療的ケア区分に応じた基本報酬や医療連携体制加算を算定する上で配置した看護職員については、看護職員を基準の児童指導員等として計上することはできない。

また、基準の児童指導員等の員数に看護職員を加える場合であっても、半数以上は児童指導員又は保育士である必要がある点に留意すること（※）。

（例）定員10人の場合、基準の児童指導員等は2名必要。このうち、半数（1人）までは看護職員にできるが、もう1人は児童指導員又は保育士であることが必要となる。

（※）言語聴覚士を多数配置する必要がある主として難聴児を通わせる児童発達支援センターについては、この取扱いの対象外となる。

（参考：医療的ケアを必要とする障害児への支援に係る報酬の取扱いについて（児童発達支援・放課後等デイサービス））

【Q16】

台風で事業所を休所したが、欠席時対応加算は算定可能か。

【A16】

欠席時対応加算の要件となっている急病等には台風等の自然災害の場合も含まれますが、台風襲来に伴い、あらかじめ施設を開かないこと（障がい福祉サービスの提供を中止すること）を決定・連絡していた場合は加算の対象となりません。

また、台風が接近しているが当日の上陸の有無や規模が不明確であった場合でも、施設において受け入れ体制を整えていない（①施設が開いていない。②職員が通常どおり出勤していない。）場合や、電話等により当該利用者の状況を確認しても当該相談援助の内容を記録していない場合は加算の対象とはなりません。

【Q17】

学校から事業所へ送迎を行い、事業所に到着してすぐに体調不良等で帰った児童に対して欠席時対応加算Ⅱを算定した。送迎加算についても算定可能か。

【A17】

算定不可。

請求システム上、基本報酬が算定されていない場合は、送迎加算は算定できない。

【Q18】

延長支援加算の算定要件如何。

【A16】

運営規程の営業時間（事業所に職員を配置し、児童を受け入れる体制を整えている時間であって、送迎時間は含まない。以下同じ。）が8時間であり、それを超えて支援を行った場合に、加算を算定できる。

児童の利用時間が8時間未満であっても、運営規程で定めている営業時間帯を超えて、例えば、営業時間が9時から17時の事業所において、9時以前の早朝か、17時以降に延長して支援した場合に加算の対象となる。

例：営業時間が9時から17時までの事業所の場合

- ・ 8時から12時まで支援を提供した場合の延長時間は8時から9時までの1時間。
- ・ 8時30分から17時30分まで支援を提供した場合の1日の延長時間は朝30分と夕方30分を合算し1時間となり、1時間未満の報酬単位が複数算定されるものではない。

また、延長時間帯においても、指定基準上置くべき従業者（直接支援職員に限る。）を1名以上配置することが必要である。

なお、営業時間については、利用状況を踏まえ適切に設定する必要がある。例えば、営業時間が9時から17時の事業所において、9時から10時の利用はなく、17時以降の利用が多い場合は営業時間を10時から18時にする等、適正化を図られたい。

（平成24年度障害福祉サービス等報酬改定に関するQ&A 問103）